社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常 生活支援の在り方に関する検討会(第12回)

令和元年11月29日

資料1

前回の検討会でのご意見への考え方

前回の検討会でのご意見への考え方

	第11回検討会における意見	意見についての対応方針・考え方
日常生活 支援住居 施設の認 定	無低最低基準の附則に該当する日常生活 支援住居施設が改善計画を実施せず、そ の認定を取り消す場合、取り消しまでの間 に一定の時間がかかると考えられるが、そ の間に公費を支出するのは適当ではない のではないか、この点の整理が必要。	附則に該当する無低が改善計画を実施しない場合を含め、日常生活住居施設が 最低基準を遵守しない場合、その認定の取り消し事由に該当する。認定取消しの 効果は、将来に向かって発生するため、取消しまでの間は、既に支援が委託され ている入居者については委託費の対象となるが、新規の委託は実施しないことと するとともに、既に入居中の利用者についても、基準を遵守している他の日住や 社会福祉施設など適切な転居先を確保した上で転居支援を行うこととする。 (なお、委託費を不正受給した場合は、その全部又は一部の返還を求めることに なる。)
日常生活 支援住居 施設の象 託対象定方 法	本人の状態に加え、地域の社会資源を踏 まえた委託の判断が必要。	資料2の4頁にあるとおり、委託の決定は、①本人が抱える課題や生活能力等の 状態、②介護サービスや障害福祉サービスなど利用可能な他の社会資源や、支 援の有無など家族等の関係性等の状況を踏まえて、委託の必要性について総合 的に判断した上で、③本人の意向を確認し、福祉事務所が決定するものであり、 委託開始後に、継続して委託が必要かどうかについても、同様にこれらの要素を 考慮して福祉事務所が決定する。
	本人の状態の判定について、ラベリングの 恐れもあり、一人歩きしないようにすべき。	
	委託の開始に加え、日常生活支援住居施 設からの「出口」について整理が必要。	
日常生活 支援住居 施設の要 件と委託 事務費の 設定	人員配置基準など日住の要件や委託事務 費の設定については、求められる要件や 支援内容に応じて、実施可能な委託事務 費でなければならない。事業を実施してき た実態に基づいた意見を踏まえた検討が 必要。	日住の要件及び委託事務費の単価設定にあたっては、第11回検討会に提出され た書面の内容も踏まえて検討する。

	第11回検討会における意見	意見についての対応方針・考え方
今後の課題への対応等	日住のあり方に関する議論が足りていないのではないか。日住の入居者をどの程 度見込んでいるのか。	 ○ 日住における日常生活支援のあり方について、事業者からのヒアリングを含め、無低の最低基準の議論と同様に、今回まで6回検討会を開催し、議論を行ってきたところ。 ○ 日住の入居者の見込みについては、日住の入居者を含め生活保護受給者の数自体が、経済情勢や世帯構成の変化、扶養関係など様々な要素の影響を受けることから見込むことは難しいが、制度の施行後、認定や委託の状況について適時把握を行うとともに、先進的な事例の収集やその周知を図っていく。 ○ 日常生活支援住居施設での個別支援のあり方や職員の研修について、社会福祉推進事業による調査研究を行う方向で検討する。 ○ その他、検討会での意見や、制度施行後に生じた課題等で、運用上で改善を図るべきものについては、適宜、必要な見直しを行っていく。 ○ また、制度的な見直しが必要な場合については、次期の生活保護制度の見直し(※)の一環として見直しを行うことを検討する。 ※ 平成30年の改正法の附則では、以下の検討規定が置かれている。「政府は、この法律の施行(平成30年10月)後5年を目処として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」
	他の施策との連携等も含めて、社会福祉 施策全体の中で、今後日住が担うべき役 割・位置づけについて明確にすべき。	
	制度の施行後に実態の把握とそれに応じ た見直しを行っていくことが必要ではない か。	